

2022年度 大阪公立大学個別学力検査(一般選抜 後期日程)

小論文 法学部「解答例」

第1問

問1

共働き社会では、所得が同等の男女が結婚する同類婚がされることによって、世帯間の格差が広がる可能性がある。

それにもかかわらず、政府は自由な決定をサポートする方向での政策はとりやすいものの、自由な決定に介入する政策はとりにくいため、共働き社会を促進するワーク・ライフ・バランス政策は実施できるが、同類婚を阻む政策をとれず、その結果として、政府としては望んでいない格差の拡大を生じさせてしまうこと。(196字)

問2

筆者が世帯格差是正に最も効果的と考えるのは、世帯単位課税の非分割方式である。世帯単位課税は、個人単位課税が個々の家族メンバーの稼ぎの有無にかかわらず課税の単位を個人とするのに対し、世帯を単位とする課税方式である。

世帯単位課税にはさらに、単純に世帯所得に課税する非分割方式と、それを世帯人数で割った上で課税する分割方式とがあり、本問の回答となるのは前者である。

個人単位課税は、個々の高所得者に課税するだけで、高所得者同士の婚姻を阻害しないため世帯間格差が広がり、世帯単位課税の分割方式では、高所得者の夫婦でも子どもが増えることで一人あたりの平均所得を小さくできてしまい、格差是正効果は緩和されることになる。

これに対し、非分割方式では、累進課税を前提とすると、家族メンバーの所得が合算されて個人単位課税の場合よりも高率の課税がされるので、格差是正の効果は最も大きい。ただし、非分割方式では、結婚すると税率が上がってしまうので、婚姻の促進を阻むことになり、少子化対策の観点からは問題である。また、共働き社会化を阻害するため、夫婦間の格差が縮まない。

分割方式であれば、家族メンバーが多いほど税率が下がるので、婚姻率と出生率を上昇させる効果がある。さらに、非分割方式のもとでは、仮に結婚がされたとしても、共働きのままでは所得が合算されて高率課税が発生してしまうので、共働きを抑制し、特に女性の就労を妨げてしまう。個人単位課税では、共働きが税率に影響しないので共働きは促進される。(634字)

第2問

問1

法の支配は、人が法に従うことが可能であるために、法が満たしているべき条件を意味する。

その条件について、何が法であるのかについて一般市民に公開されていること、法の内容が明確でわかりやすいこと、法の内容が一般的であり相互に関連性があること、状況に応じて変更される可能性がありつつも安定していること、法相互間において内容が矛盾・衝突しないこと、法が事前に定められ、行為の後から作られた法により処罰されないこと、実行可能な内容を定めていることが挙げられる。これらの要請が法の支配の要請とされる。

この要請には、公務員が法に従い適用することやその適正な執行をコントロールする裁判所の役割も重要となる。(294字)

問2

現代の民主国家では市民生活のすみずみまで政府の配慮が求められるために、政府に対してその権限行使の際に一定の範囲で判断の余地を認める必要がある。また、現代の立憲主義体制下において、憲法典自体が基本権保障の名の下に立法や司法にあたって法外の道徳的要請を勘案するよう要求する。これには人を平等に扱うことの意味、どのような表現行為についてどこまで保障すべきかなどが含まれており、法を見ただけでは何をすべきか判断することができない。これらにおいては法の支配の要請が損なわれるため、法の支配には限界があるといえる。

さらに、法との関係でも限界がある。正しい知識を持たない統治者による統治が暴政に陥らないようにする次善の策として、だいたいの場合においては適切な答えを与えてくれる、画一的な法律による統治が必要とされる。しかし、人間や世界の出来事は多様であるにもかかわらず、法は単純不変の公式として、様々な人間や出来事のすべてに対して同じ答えを与えようとするため、必ずしも最善の答えを出してくれるわけではない。

このように、法の役割にはもともと限界があり、それを前提とする法の支配にももともと限界があることになる。(497字)